

0円宅地!! 希望者募集

揖斐川町に移住・定住してもらえ方に宅地を無償で譲渡する事業です。

『揖斐川町定住促進用地の無償貸付および無償譲渡制度』の概要

揖斐川町で将来にわたり住んでいただける方に町有地を「無償」で貸し付け、居住後に「無償」で譲渡します。

【申込み要件】

- ・将来にわたり定住を希望し、地域の活動などに取り組める方
- ・契約締結後1年以内に住宅を建設し、居住(住民登録を含む)できる方
- ・満50歳以下の方
- ・税金などの滞納をしていない方
- ・暴力団、反社会的な組織に所属していない方(同居人を含む)
- ・申込人と同等の収入がある連帯保証人がある方

【申込み期間】

第1次募集

3月1日(水)～4月28日(金)

8時30分～17時15分まで

(ただし、土、日、祝日など役場閉庁時は申込み、問い合わせはできません)

※上記、第1次募集以後の追加募集については、随時とさせていただきますので、お問い合わせください。

【申込み方法】

所定の申込用紙に必要事項を記入の上、次の書類を添えて役場政策広報課までお申込みください。

- ・申込人および連帯保証人となる予定者の所得を証明する源泉徴収票または所得証明書
- ・申込人の属する世帯全員の住民票(同居予定者を含む)
- ・町内に住所を有する方は町税等納付状況調査同意書または納税証明書(同居予定者を含む)
- ・連帯保証人調書および承諾書(印鑑証明書、納税証明書付)
- ・確約書(印鑑証明書付)
- ・履歴書
- ・住宅建築計画書

【申込み先】

揖斐川町役場 政策広報課 Tel 22-2111

【決定方法等】

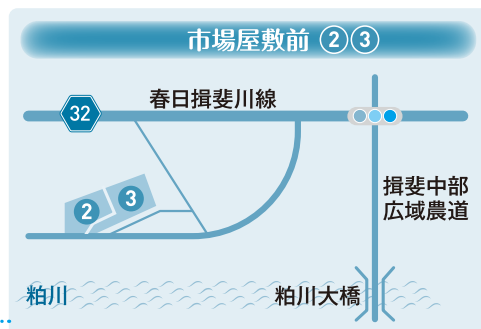
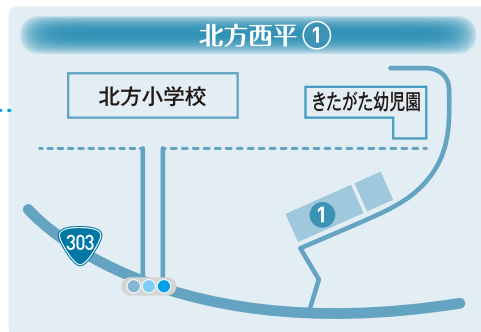
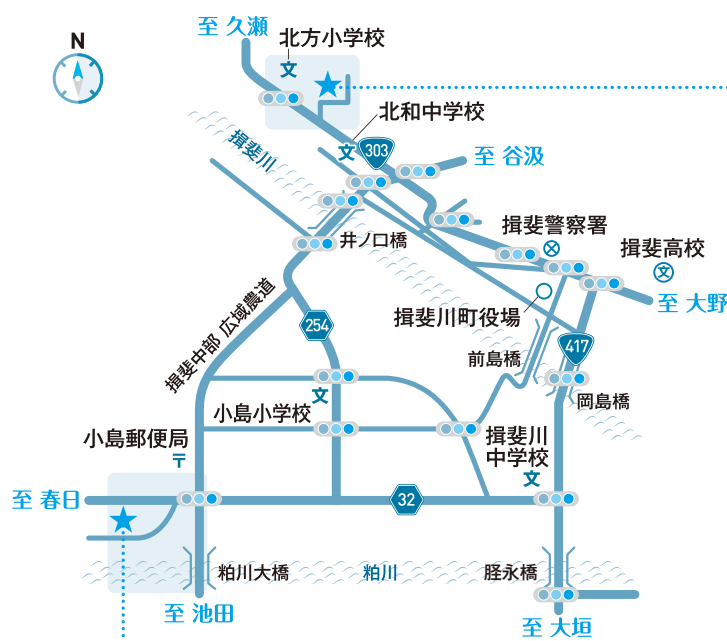
抽選で決定します。

※抽選参加者は、申込人の中から審査の上、町長が決定します。

【定住促進用地概要】

- 位 置
 - ① 北方西平 (岐阜県揖斐郡揖斐川町北方字西平1368番4) 300.00㎡
 - ② 市場屋敷前 (岐阜県揖斐郡揖斐川町市場字屋敷前958番1) 246.47㎡
 - ③ 市場屋敷前 (岐阜県揖斐郡揖斐川町市場字屋敷前958番2) 278.31㎡
- 価 格 等 貸付けおよび譲渡価格は無償(公租公課費、登記費用等は別途申込人の負担です)
- 住宅等の要件
 - ① 1年以内に、建築基準法に適合する床面積60㎡以上の専用住宅または住宅部分が60㎡以上の併用住宅を建設し、居住(住民登録を含む)することが必要です。
 - ② 譲渡の日(所有権移転の日)から10年間は解除条件付所有権移転となります。
 - ③ 現状渡しとなります。契約後の瑕疵その他の損傷等について、町は一切の費用負担をいたしません。また、地盤調査等資料はございません。調査、必要な補強についても申込人の負担となります。
 - ④ 水道、下水については、町施設へ加入してください。(なお、詳細は確認が必要です)

位置図



揖斐川町の各種助成制度等の紹介

平成29年3月1日現在での制度を紹介するものです。制度や要件等を変更する場合がありますので、詳しくは各担当課までお問い合わせください。

【住宅・生活】

- 固定資産税の減免(税務課)
新築の一般住宅における床面積120㎡までの部分の固定資産税が3年間減免
- 新築住宅建設等奨励金(政策広報課)
町内に住宅を新築、建て替えする場合 基本奨励金：10万円(加算条件により最大60万円)
- 住宅用太陽光発電システム設置事業補助金(生活環境課)
住宅に太陽光発電システムを設置する場合 補助金：1kWあたり3万円(上限12万円)
- 生ごみ減量化対策事業補助金(生活環境課)
生ごみ減量機器を購入する場合 補助金：購入費の1/2以内(上限5万円)
- 木質ペレットストーブ購入補助金(農林振興課)
木質ペレットストーブを購入する場合 補助金：購入費の1/2以内(上限20万円)
- 小型除雪機購入補助金(総務課)
小型除雪機を購入する場合 補助金：購入費の1/2以内(上限20万円)

【教育】

- 新入学児童生徒応援振興券(学校教育課)
町内在住で小中学校に新入学する児童生徒に対して1人3万円分の地域振興券を交付
- 第3子以降給食費支援(学校教育課)
義務教育課程に3人以上在籍している場合、第3子以降の給食費が無料

【結婚・子育て】

- 新婚世帯定住奨励金(政策広報課)
結婚後、町内に3年以上定住することを前提に、新婚世帯1組あたり5万円分の地域振興券を交付
- すこやかベビー祝金(子育て支援課)
出産者が町民として6か月以上登録されており、引き続き1年以上定住することを前提に、出産子1人につき5万円分の地域振興券を交付
- 第3子以降の保育料無料化(子育て支援課)
18歳までの児童を3人以上養育している世帯は、第3子以降の保育料と主食給食費が無料
- 一時保育(子育て支援課)
保護者が保育できない日に未就園児を一時的に保育
- 病児・病後児保育(子育て支援課)
病氣中、病氣の回復期にある町内在住の生後8か月から小学3年生までの児童を揖斐厚生病院内で保育

【医療・福祉】

- 福祉医療助成(住民課)
18歳に達した年度末まで、医療機関で支払う窓口負担分が無料
- 障害者福祉給付金(福祉課)
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を有する方に給付金を支給